

熱気球試験官(イグザミネー)制度

2004年4月1日 改正
2009年4月1日 改正
2013年1月27日 改正
2014年1月26日 改正

第1章 目的

- 1-1 イグザミネー制度はスチューデントパイロット (Pu/t) が飛行する上での最低限の飛行知識、飛行技術が身についているかを確認するためのものである。
- 日本気球連盟は、飛行経験の豊富な、また知識の豊かなインストラクターの中で Pu/t の指導に熱意を持って活動する意志のある者をイグザミネー登録し、その中から、安全委員会はイグザミネーを選任する。
- イグザミネーは日本気球連盟の組織の中に位置づけられており、実技試験と筆記試験を行う。
- またイグザミネー相互の技術、知識の違いから合否判定にばらつきを生じさせない為、イグザミネーミーティングを開催し、知識や技術の研鑽、判定方法・基準の統一化を行う。

第2章 適用範囲

- 2-1 日本気球連盟に所属するインストラクターでイグザミネー登録を希望する者、イグザミネー、及びイグザミネー登録者。

第3章 イグザミネー登録審査基準

- 3-1 日本気球連盟会員であること。
- 3-2 日本気球連盟の熱気球指導操縦士技能証 (インストラクター資格) を保持し、引き続き2年以上インストラクターであること。
- ただし、再登録の場合、熱気球指導操縦士技能証を保持していること。
- 3-3 日本気球連盟の熱気球指導操縦士技能証取得後、機長として以下の飛行経験を有すること。
- 1) 同乗訓練飛行 50 回以上。
 - 2) 単独訓練飛行の立ち会い 1 回以上。
 - 3) 実技試験への推薦 1 回以上。
- 3-4 日本気球連盟の熱気球操縦士技能証取得後、機長として以下の飛行経験を有すること。
- 1) 異なった機体 10 機 (AX-6 以下、AX-7、AX-8 以上を含む) 以上の飛行。
- 3-5 パイロットログブック、トレーニングログブック、機体ログブックの意味を正しく理解し、これらを正しく作成、保管し実践していること。
- 3-6 日本気球連盟の自由飛行安全規定、係留飛行安全規定、指導システム、航空法を順守して飛行していること。
- 3-7 日本気球連盟のシステムを熟知し理解していること。
- 3-8 安全委員会がイグザミネーとしてふさわしいと認めること。

第4章 イグザミネーの選任

- 4-1 安全委員会が、イグザミネー登録者に、翌年度イグザミネーとして活動できるかの意思確認を行う。
- 4-2 活動可能と回答のあった登録者の中から、地域性を考慮して選任し、理事会に推薦する。
- 4-3 理事会の承認後、安全委員会が指定したイグザミネーミーティングに出席した者を翌年度のイグザミネーとする。

- 4-4 翌年度のイグザミナー決定後、速やかにイグザミナーリストを公表する。
- 4-5 任期は1月1日から12月31日までの1年間とする。ただし再任は妨げない。
- 4-6 定員は20～30名程度とする。
- 4-7 活動不能などの理由による退任はその都度とする。

第5章 選任イグザミナーの役割

- 5-1 実技試験の実施。
- 5-2 筆記試験の実施。

第6章 イグザミナー登録者の役割

- 6-1 筆記試験の実施。

第7章 イグザミナー活動の制約、義務

- 7-1 イグザミナー任期中はできるだけイグザミナーとしての活動を優先すること。
- 7-2 被指導者（4回以上指導フライトを行った事のある Pu/t）に対しては選任イグザミナーとして実技試験を実施することは出来ない。
- 7-3 安全委員会が指定するイグザミナーミーティングに出席すること。

第8章 イグザミナー活動の停止及び、イグザミナー登録の抹消

- 8-1 安全委員会は以下の項目に該当する者の、イグザミナー活動の停止、イグザミナー登録の抹消を行うことが出来る。
 - 1) 安全委員会の指定する書類を提出しなかった者。
 - 2) 熱気球指導操縦士技能証の失効した者。
 - 3) 安全委員会がイグザミナーとして相応しくないと判断した者。

第9章 イグザミナー登録の申請手続き

- 9-1 必要書類
 - 1) 熱気球試験管（イグザミナー）登録申請書
 - 2) 熱気球指導操縦士技能証のコピー
- 9-2 書類送付先
 - 1) 安全委員会
- 9-3 費用
 - 1) 無料

附則

この制度は、2014年1月26日より施行する。